

第2次尼崎市教育振興基本計画（概要版）

**あなたの可能性が、さきを拓く
自分をつくり 互いを認める教育**

教育振興基本計画とは

教育振興基本計画は、**市の今後5年間の教育施策の方向性を示す基本的な計画**です。

教育基本法（昭和22年法律第25号）で**国に策定が義務づけられており、地方公共団体（県・市など）の策定は、努力義務とされています**。尼崎市では、**本計画が第2次計画**となります。

国・県ともに計画期間は5年で、本市も令和7年度から令和11年度の5年を計画期間としています。

この計画に込めた想い

子どもたちには、**数多（あなた）の可能性**があります。その可能性を最大限に引き出し、**未来（さき）を拓く**人材を育成することが教育を提供する我々に求められる役割です。

教育を通じて、子どもたちが「自分は可能性に溢れているんだ」と自信を持ち、自らを考え、表現し、行動することで**自分の人生をつくり**出すこと、**互いに認め合う**ことで他者と協働しながら困難を乗り越える力や、他人の気持ち・立場を尊重する心を育むことを目指します。

**あなたの可能性が、さきを拓く
自分をつくり 互いを認める教育** はこうした「尼崎市の教育が目指す姿」を表した本計画のテーマです。全ての教職員で目指す姿を共通認識とし、尼崎市の教育をさらに推進するべく、設定しました。

基本方針

【未来志向の教育】

これからの子どもたちは新たな困難や課題に直面しながらも、目標や希望を持ち、生涯を意欲的に過ごし、未来社会を創っていくという重要な役割を担っています。変化に受け身ではなく、主体的かつ柔軟に他者と協働し、問題を解決するといった能力や新しい社会を創り出す力が今後一層求められます。教員が専門性を高め、成長できるよう支援するとともに、私たちがこれまで築き上げてきた教育環境を土台として、変化に柔軟に対応し、子どもたちがこれからの社会を生き抜くことができるよう、未来を見据えた教育に取り組みます。

【個の尊厳や人権の尊重】

多様性を認め合うことがより求められる中、他人の気持ちや立場を尊重するとともに、誰一人取り残されことなく、誰もが生き生きとした人生を享受することのできる、ウェルビーイングの向上を図っていく必要があります。特に学校教育では、子どもたちが持てる力を最大限に発揮できるよう、個々の置かれている状況や能力に応じた教育を提供します。

【家庭・地域社会との連携】

複雑化・多様化する社会にあって、家庭・地域が担うべき役割を踏まえつつ、地域における教育力向上を目指します。学校園を核とした、地域とともにある学校づくりを進めるとともに、地域に根ざした特色ある学校づくりを推進します。



施策を展開するにあたり、
大切に**3つの視点**

1.一人ひとりに寄り添うこと

子どもたちの状況や能力に応じた教育を提供し、一人ひとりが持てる力を最大限に発揮できるように支援します。

2.挑戦を後押しすること

子どもだけでなく、市民や教員の挑戦を後押しします。
特に教員一人ひとりの専門性を発揮した取組を支え、市内の学校園で相乗効果を生み出します。

3.発信と共有で進化すること

情報発信や対話を通じて、絶えず施策を振り返り、改善します。



7つの各論

各分野が横断的に施策を展開するべく再編しました

各論1 学ぶ力と健やかな体の育成

各論2 多様性と包摂性のある教育の推進

各論3 豊かな心の育成、いじめ防止

各論4 教育環境の整備

各論5 教員の育成・勤務環境の整備

各論6 学校園・家庭・地域社会一体となった教育の充実

各論7 市民の多様な学びと活動を支える機会の充実



本計画の進捗管理

計画を着実に進捗させるため、学識経験者等で構成する教育振興審議会において、計画内で設定した**成果指標も活用しながら、評価・点検を行います。**

尼崎市教育委員会事務局 管理部企画管理課

〒661-0024 尼崎市三反田町1丁目1番1号

[TEL] 06(4950)5654 [FAX] 06(4950)5658

[Email] ama-kyouiku-somu@city.amagasaki.hyogo.jp



計画本編

各論 1 学ぶ力と健やかな体の育成

就学前教育

- ◆就学前教育の3つの柱の推進
- ◆市立幼稚園の運営体制整備

学ぶ力の育成

- ◆個別最適な学び、協働的な学びの一体的な充実による確かな学力の育成
- ◆学びの基礎力・課題解決能力の育成

外国語教育

- ◆グローバルな人材を育成する外国語教育の更なる推進

体力向上、健康教育

- ◆運動・スポーツの習慣化と様々な健康課題を踏まえた健康教育の推進

高等学校教育

- ◆市立高等学校の特色化の推進と社会に開かれた教育課程の実現

学校給食

- ◆学校給食の活用による食育の推進



各論 2 多様性と包摂性のある教育の推進

不登校支援

- ◆相談体制の質的・量的充実
- ◆支援を必要とする子どもの長所・強みに着目する視点の重視と、多様な教育ニーズへの対応の推進

特別支援教育

- ◆全学校園でのインクルーシブ教育の推進
- ◆合理的配慮の提供に向けた体制の整備と基礎的環境整備の充実

多文化共生

- ◆共生社会の実現に向けた取組の推進



各論 3 豊かな心の育成、いじめ防止

人権教育

- ◆実践的行動力を育成する人権教育の推進

道徳教育、体験活動

- ◆学校教育活動全体を通じた豊かな心の育成

いじめ防止

- ◆いじめ未然防止対策の充実

地域への誇りと愛着の醸成

- ◆尼崎への誇りと愛着の醸成



各論 4 教育環境の整備

学校施設の整備

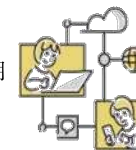
- ◆学校施設マネジメント計画の着実な推進と社会情勢の変化に応じた学校づくり
- ◆安全・安心でおいしい給食の提供に向けた環境整備

ICT環境の整備

- ◆国の動向や社会情勢を踏まえたICT環境整備
- ◆個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けたICTの活用

保護者の負担軽減

- ◆保護者の負担軽減に向けた取組



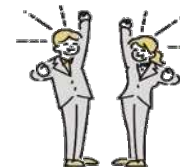
各論 5 教員の育成・勤務環境の整備

教員の育成

- ◆令和の日本型教育の実現に向けた教員の育成
- ◆教員がやりがいを感じる環境づくり

勤務環境の整備

- ◆教員の働き方改革の推進



各論 6 学校園・家庭・地域社会一体となった教育の充実

コミュニティ・スクール

- ◆コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進による「地域とともにある学校づくり」の実現

地域クラブ活動

- ◆多様なスポーツ活動及び文化・芸術活動に関わることができる環境の確保

青少年健全育成・非行防止

- ◆青少年健全育成・非行化防止に向けた、補導活動や啓発活動の継続



各論 7 市民の多様な学びと活動を支える機会の充実

歴史・文化財

- ◆文化財保存活用地域計画の策定と推進
- ◆歴史博物館の魅力向上と情報発信

図書館

- ◆図書サービス網のさらなる充実

スポーツ振興

- ◆健康ふれあい体育館等を中心としたスポーツに触れる機会の確保

地域学校協働活動

- ◆地域学校協働活動を通じた活動機会の充実

社会教育

- ◆人権の学びを支える機会の充実
- ◆地域の歴史や図書等を通じた学習の支援の継続

